

神奈川県社会福祉協議会第2種・第3種正会員連絡会活動推進支援事業要領

1. 趣旨

この要領は、神奈川県社会福祉協議会（以下「本会」という）第2種・第3種正会員の活動を、広く周知するとともに、福祉関係者及び関連分野等による協働を促す一助とすることをねらいとし、会員が実施する活動等の成果を普及するために必要な事項を定める。

2. 助成対象

本会第2種・第3種正会員とする。

3. 助成内容

本会第2種・第3種正会員が中心となり、自らの活動を広く社会福祉関係者等に広める目的で、当該年度内に実施する次の事業にかかる経費の一部。ただし定例的（毎年・毎月実施等）な活動・事業等は対象外とする。

- ① 先駆的・モデル的とする事業
- ② 調査・研究・研修事業（全国、関東大会等の場合は会員が主催又は共催するものに限る）
- ③ 広報啓発・情報提供事業

4. 助成対象外経費

助成の対象とならない経費は次に定めるものとする。

- (1) 団体の日常的な経費
(家賃、駐車場料金、電話・ファックス・インターネット回線使用料、人件費、交通費、飲食代、
機材のリース料・修理費等)
- (2) 器具・機材の購入費
- (3) 既に終了した事業経費
- (4) 団体に所属するメンバーに対する謝金
- (5) 介護保険法及び障害者総合支援法、市区町村独自実施のサービス等公的福祉サービスと重複する経費

5. 助成額

一団体につき、1件の申請とし、助成額は10万円以内とする。

いずれも第2種・第3種正会員連絡会で定めた予算の範囲内で助成するものとする。

なお、過去2年間助成を受けた団体は、連続しての申請はできないものとする。

6. 助成金の交付申請

助成を希望する団体は、別紙申請書に、関係書類を添付のうえ、所定の期日までに、本会第2種・第3種正会員連絡会各代表あてに本会事務局を通じ提出するものとする。

なお、「活動成果普及助成」について、申請事業が複数年に渡る場合は同一団体による連続した交付申請は3年を限度とする（申請及び選考は毎年実施）。

7. 助成の選考

別表に定める審査基準に基づき、本会第2種・第3種正会員連絡会各代表が協議の上決定する。

なお、代表は必要に応じて第2種・第3種正会員である本会評議員を選考委員会委員として招へいすることができるものとする。

8. 交付条件

- (1) 助成事業を中止、又は内容を変更する場合は、速やかに本会第2種・第3種正会員連絡会各代表の承認を受けなければならない。
- (2) 助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに本会第2種・第3種正会員連絡会各代表に報告し、その指示を受けなければならない。

9. 助成金の返還

本助成事業の実施にあたり、助成金の交付を受けた団体は8に規定する交付条件に違反したとき、又は助成事業の執行方法が不相当であると認められたときは、本会第2種・第3種正会員連絡会各代表はこの助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部もしくは一部返還を命ずることができるものとする。

10. 経理

助成金の交付を受けた団体は、助成額を予算及び決算に計上し、収支を明確にしなければならない。

11. 書類の整備

助成金の交付を受けた団体は、助成事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

12. 精算報告

助成金の交付を受けた団体は、事業年度終了後、速やかに別紙精算報告書（様式3及び4）に関係書類を添付のうえ、本会第2種・第3種正会員各代表あてに本会事務局を通じ提出するものとする。また、第2種・第3種正会員連絡会において、成果を報告するとともに、会議・研修等の成果物もしくは事業概要の判る写真等を一部、本会事務局に提出するものとする。

なお、交付を受けた団体については、別紙報告書の内容を本会ホームページに掲載するものとする。

13. 状況調査等

本会第2種・第3種正会員連絡会各代表は、必要に応じて団体の助成事業の遂行状況について調査することができる。

14. 施行日等

- (1) この要領（以下「新要領」という。）は、令和5年4月1日から施行する。
- (2) 神奈川県社会福祉協議会第2種・3種正会員連絡会研究成果普及事業要領（平成29年度制定。以下「旧要領」という。）は、新要領の施行日をもって廃止する。

<別表>

審査基準

審査項目	視 点
活動の公益性	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉の今日的な課題を捉え、その解決に大きな役割を果たしているか。・公益性の高い活動か。
活動の必要性	<ul style="list-style-type: none">・地域社会や福祉関係者等からのニーズが高い活動か。・その活動に取り組まなければならないかが明確であるか。
活動の波及効果	<ul style="list-style-type: none">・様々な活動に広がる可能性のある内容か。・団体の活動の水準を高め、活動の幅が広がる計画か。
費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・助成の対象とならない経費が計上されていないか。・活動の内容に見合った経費見積もりが妥当であるか。・会員自らの職域における資質向上を目的とする事業（例：従事者団体による自己研鑽を目的とした企画－学会・研究会・研修会等の企画開催）の場合、本助成金以外の自己負担分（例：参加費等）が計上されているか。